

国土審議会政策部会国土政策検討委員会

新しい公共検討グループ（第4回）

平成22年11月26日

【小玉課長補佐】 それでは定刻になりましたので、ただいまから、第4回新しい公共検討グループを開催させていただきます。

私は、国土計画局広域地方整備政策課で課長補佐をしております小玉と申します。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。議事に入りますまで、暫時私が司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

初めに、座席表、議事次第、資料1「国土政策検討委員会委員名簿」、資料2-1「新しい公共検討グループにおける検討結果とりまとめについて（骨子案）」、資料2-2、A3の紙になりますが、「新しい公共」における課題の整理、資料3「今後のスケジュール(案)」、参考資料として、「新しい公共検討グループ（第3回）議事概要」となっております。

またメインテーブルの方々のところには、これらのほかに、清原委員からご提出いただきました「地域をエンパワーする協働のパートナー」を配付させていただいております。

以上の資料に不備がございましたら、事務局までお知らせください。

なお、参考資料の議事概要につきましては、当日の議事の速報版として、事務局にて作成し、ホームページで既に公表させていただいているものです。こちらにつきましては、修正等ございます場合には、後ほど事務局までお申しつけください。

次に、本日の会議の公開につきまして、ご説明させていただきます。

国土政策検討委員会が、会議、議事録ともに原則公開することに倣いまして、本検討グループも公開の扱いにさせていただきます。この点につきまして、あらかじめご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

なお、本日ですが、奥野委員長、卯月委員、永沢委員からご欠席のご連絡をいただいております。

それでは、この後の議事進行につきましては、小田切委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【小田切委員】 それでは、改めまして、皆様方、よろしくお願いいたします。

議事次第にありますように、本日は2つの項目が課題となっております。1つは、いよいよ検討結果のとりまとめ骨子が事務局からご報告いただくような、そんな段取りになっております。それから、2番目は、それに基づいて意見交換をさせていただきたいと思っております。

あらかじめ日程の事を確認させていただきますと、今回は第4回ということでございまして、第5回、これは皆様方に予備としてとっていただいた日程を、第5回として開催すること、既に開催案内も出してございまして、したがって、今回と次回で最終的に私たちのワーキンググループの報告書をつくり上げると、そういうことになっております。

したがって、議論収束、あるいは拡散等の行き先をそれぞれ頭の中に入れながら議論を進めていただければ、そんなふうを考えております。

それでは、まず、第1項目ということで、事務局より、とりまとめ（骨子案）についてのご説明、これは中井川課長からお願いいたします。

【中井川広域地方整備政策課長】 広域地方整備政策課長の中井川でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、私の方から、本日、事務局の方から配付いたしました資料の2-1と、それから2-2、これを合わせてごらんいただければと存じます。

今、座長のほうからご紹介いただきましたように、資料2-1は、今回のワーキングのとりまとめに当たりましての骨子案という形で、たたき台の形で事務局から提示させていただいたものでございます。それで、全体の構成でございますが、これは資料2-2の一番最初の紙をごらんいただければ、鳥瞰図という形でおわかりいただきやすいと思うんですが、実は前回のワーキングの最後に、私どもの方で提示申し上げた構成に沿ってございまして、それを少し肉づけしたというものでございます。これに沿いまして、一応この骨子案が構成されているということでございます。

それでは、骨子案のポイントについて、時間もございませんので、かいつまんでご説明申し上げたいと存じます。

まず最初に、「地域の課題」ということでございます。1の「地域課題」におきましては、私どもが、昨年、一昨年と、いわゆる新しい公共に対する助成事業を通じまして、各団体の皆様とおつき合いをいただいたわけでございますけど、その団体の方々に対するアンケート結果、それを踏まえまして、一応私どもの方で、ヒト、モノ、カネ、チエと、この4点の項目ごとに、それぞれどんな問題意識を持っているかということピックアップさせ

ていただいたものでございます。

資料が飛んで恐縮でございますが、A3の資料2-2の一番最後のページをごらんいただければと存じます。

実は、このアンケート結果、数値的なものは、先ほどの骨子の後ろにデータのものはついておるわけでございますが、各種、各団体の皆様、これはもちろん活動の主体の皆様、それから、周辺でそれを支えてくださる皆様方ですとか、地方公共団体の皆様方のコメントを一覧の形で整理したのが、こちらでございます。この表といいますか、ポンチ絵につきましても、先ほど申しました人材、資金、資源、情報という形、4つのパーツごとに、それぞれの当事者のコメントを載せさせていただいたというものでございます。

そして、ここの4つのそれぞれの課題でございますけども、それに対する取り組みの示唆の事例という形で資料としてご提供申し上げているのが、A3の方の1枚戻っていただきまして、「【参考】事例に基づく課題の整理」という形になります。それで、ヒト、モノ、カネ、情報・ノウハウという形で、ほかにも適切な事例はたくさんあるわけでございますが、一応私どもの方で、典型的というわけではないんですが、私どもの方でリストアップで可能な事例として、参考に挙げさせていただいたというものでございます。

それで、また骨子案のほうに戻っていただきまして、この地域の取り組みからの示唆という形で、一応、完結の方向性みたいなものが見えてきているだろうということでございますが、その中でも、さらに幾つか、その各事例においても、さらに課題を抱え込んでいくというのが、2の(1)、(2)、(3)、について、それぞれ簡単に提起、骨子という形でするので、かいつまんで書かせていただいているという構成になってございます。

それで、(4)につきましては、事例というよりも、前回、金融機関の方からいろいろお話を伺ったことを通じまして、私どものほうで整理をさせていただいたというものでございます。

それで、骨子の方の4ページ目のほうからは、政策の方向性という形でございます。これは端的に申しますと、前回、私どもが提示させていただきました資金支援、非資金的な支援、それから担い手と地域と行政の協働、それから、あとは基本的な考え方等にそれぞれ整理したときに、こういうことが方向性として挙げられるのではないかとということ、これまでの委員各位のご意見を、それぞれの項目ごとに整理をしつつ、あと事務局の方として、もう思いついたものをアトランダムに簡単に記載をさせていただいたという性格のものでございます。

ということでございますので、3をご議論いただくときには、それぞれの項目の適正ももとより、要追加事項、それから不適正なものは、それぞれご指摘をいただければというような意味合いで整理をさせていただいたものでございます。

私からの説明は以上でございます。

【小田切委員】 それでは、ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見をいただきたいというふうに思いますが、今を受けて、第2の議題の意見交換に入らせていただきたいと思います。

それで、この意見交換に際しましては、今回2人の委員から、少しまとまった意見をいただくような形をとらせていただきたいと思います。具体的に申し上げます、今、課長からご説明があった3の「政策的方向性」について、つまり4ページ目になりますが、この「政策的方向性」の(2)の担い手に対する資金・資源の循環に関しましては、ご専門の木下委員から、それから、7ページ目の(4)になります「担い手と地域、行政の協働(地域内連携)」に関しましては、清原委員から、それぞれご意見をいただきたい。そのような形で、既にご準備をいただいております。

それでは、まず木下委員からご発言をお願いしたいと思います。

【木下委員】 どうもお世話になります。お時間をいただきましたので。今、こういう形でとりまとめの資料をいただきましたので、これに沿って少しお話のほう、させていただきたいなと思っております。

今回も、この委員会の方を通じまして、資金の問題というものは大変大きく、全体にわたってかぶさっているのかなということを私自身も感じております。私は、地方都市の再生事業にかかわる機会が多いものでございまして、今回こちらの方で来ていただいた労金さんとか、西武信用金庫さんみたいな、大変志の高い金融機関さんがある一方で、ほとんどは金融庁マニュアルとか、そういうものに沿ってしか、やはり現実問題としては、なかなか融資とかができないというところが大半を占めている状況でございます。必要な事業というものを町中で立ち上げると。じゃ、まちづくり会社をつくって、何か事業をやるといったときにも、ある程度、市場性があるのではないかと思われるような市街地でさえ、事業資金の調達ということが大変難しい状況にございまして、片や、さらに中山間地まで至りますと、ほぼ事業性なんてものは困難を極めてくるというところで、今回も議論になっていた、やはり従来の金融機関でのシステムだけでも依存せず、かといって大きく振りかぶり過ぎるのもよくないと思うんですが、民間での選択肢というものが、あまりにも今

はないんじゃないかということで、ファンドによる出資とか融資というものの仕組みを、もう少し地域の中でつくっていくということが大変重要なポイントになってきていることを感じています。

例えば、長らく放置をされていた、いわゆる町家再生での飲食街への再生、また住宅といますか、軽い住めるような環境に持っていくケースというものが、大変地方では増えてきています。これは究極的にお金の額を改造するといいますか、イノベーションするための予算を、普通だと二、三千万ぐらい出店するのにかかるお金を、二、三百万ぐらいまで非常に少なくして、そのお金は、まさに周辺から融通してもらってやっていくという仕組みをつくっています。けど、これは大変時間がかかる部分がありまして、1軒、2軒やるのであれば、すぐには進むんですけども、この間、融資のところではなかなか低収益だというNPOバンクさんのお話があったと思うんですけども、やはり実際、金融的にお金をやっていこうと思うと、一定の規模でお金が回っていかないと、それだけでは人を雇って、それを運営していくということはなかなか難しいというので、小規模に1軒、2軒ぐらいをやっていくのに、みんなで融通してお金を出し合うというだけでは、なかなか全体としての変化をつくっていくことは非常に難しいところがございます。

それは、やっぱり実際かかわっている人たちのお金を融通しているだけなので、第三者といいますか、もう少し地域全体の方々から、出資であったり、融資ができるような仕組みというものをつくるインセンティブというものを設けないと、なかなか地元の中で、志でというお話をしても、志にこたえてくださる方というのは、実際つくっている、例えば建築家であったり、実際にそこを持っているオーナーさんであったり、非常に限りある中でしかお金が入ってこない、回ってこないという状況で、かといって外部でお金を貸してくれるところに行っても、貸してはくれないと。

じゃ、最後、何かと。大体それは補助金をいただいたりとか何とかという方向に行くのですが、本来だと、もう少し地元の中でお金が回っていく、事業活動ですから、仕組みというものがあってもいいのではないかなというところで、ここに書いてます米国のCDFIの話が出ておりましたけれども、地元でのお金の資金循環というものを促進していくために、要は、志ある人たちが10人、20人集まってお金を、例えば1億円ぐらい集めて、その中から福祉団体とかのつなぎ融資をしていくというぐらいは、回っているということは、この間のお話でわかったと思うんですが、もう1ステージ上に行くためには、ああいふ形でお金の供給元が、銀行とかも含めて、そういう地元の中でのお金の流し方も、もう

少しCRAみたいな、地域再投資法みたいな枠組みの中で、やはり地元の方々から預かっている預金というものを、地元の中で循環させていく仕組みが、実際問題、非常に重要なことになるわけですが、それがどんどん地域外に出ていってしまうということで、幾らお金が地元の中に、1,400兆円とか個人資産があるといっても、ほとんどそれは、もしかしたら日本国内でさえ投資されてないのかもしれないという状況を変えていくことをしやすいといえますか、預金を預けている側も、何かそういうメニューみたいなものが預金メニューに組み込まれるであったりとか、そういうものであれば参画はできると思うんですけども、知り合いではない人に、いきなりお金を直接的に貸すということはなかなか難しいですので、その仕組みをちゃんとつくるところでは、メニューをつくっていくとか、あとは税制面での優遇がそこで伴ってくるということで、ほかでやるよりは、そこに置いておいたほうがいい、そこにお金を預けておこうというようなメリットが出てくるような仕組みがないと、お金の流れというものは、なかなかできてこないのかなということを感じております。

この造成のところでのディスクロージャーとか、そういうところですが、もちろんお金、皆さんからいただいてやる取り組みですので、オープンにしていくというところは必要ですが、それも短期的に診断をするというよりは、これはずっと履歴でたどっていくことが大変重要なポイントだと思うんです。日本でも、幸い、日本財団さんとか、そういうのが最近はNPOの、ずっと毎年の決算情報とかを蓄積していくデータベースというものをつくられてきておまして、それで、やはり5年、6年ぐらいさかのぼって見ていって、ちゃんとした事業活動をやっている団体というものは、非常に安心してお金を、助成も含め、することができるわけですが、その積み重ねていったところが、ちゃんとさらにお金が集まるような仕組みをつくっていくというやり方をしないと、毎年同じようなステージで、みんなで取り組みをやっている、全く前に進んでこないわけですね。民間の会社であれば、どんどん事業が大きくなって、売上が大きくなってということはあるかもしれないですが、そこまで急激に成長するというわけでもございませんし、スモールビジネスの範囲に、やはり地域の場合にはとどまることが多いですので、堅実にちゃんとお金を返していったりとか、堅実に市民の方々の、ステージ別といえますか、少しずつステップアップしていけるような仕組みというものも、このファンドによるお金の普遍化というところでは必要なのかなということで、広くお金がもう少し集められるといえますか、そういうインセンティブをつくっていくのが1項目には必要なのかなと思うんですが、2

項目目の普遍化というところでは、ランクといいますか、ある程度の3つ星とかではないですけれども、しっかりとした条件を持っているところは、さらに自分たちのサービスを提供できる方々の枠を広げるために、いろんな支援を受けられる、資金調達もしやすくなっていくという形にしないといけないのかなと思っています。

これは、ある意味ではマーケット化に近いのかなと思うんですけれども、最近では海外とかで、いわゆる地域事業とか社会事業と言われるところの方々の資金調達をするマーケットができたりとか、そういう動きが徐々にシンガポール等でできてきているというふう聞いております。それも、やはりちゃんと実績を上げれば、さらに自分たちのサービスをいろんな方にお届けすることができるということが評価されていくということで、ぜひ、そういう仕組みというものも日本で検討されるべきなのではないかと思えます。

3点目の金融機関との連携ですが、これはCDFIのところと、ほぼつながってくるのかなというふうに思いまして、単独で、もちろん金融機関がそれぞれ融資していくということもあるかと思うんですけれども、もし大きな枠組みをつくって、金融機関として地域内である程度お金を回しましょうという仕組みとセットで、地元のNPOバンクみたいな組織というものも、いろんな方からお金を集めなければいけない。間接的に、そういうところからお金をいただいて、いろんなNPOに対する——支援をやっているところは、経営状況はよくわかっていますので、サポートセンター業務と融資業務というものがセットになっていることで、ちゃんと経営実態をわかりながら適切なお金を見ていけるというので、そういうところまで、じゃ、金融機関が単独でどこまでできるのかというところは、もちろん地元密着で頑張るといいうところもあると思うんですが、なかなか大きな枠組みが育ってきてないというところがありますので、ある程度、その業務的なところを代行していくような、より地元密着している仕組みというものが、ここも必要なのかなというふうに思います。

あとは、キャッシュに限らない、地域通貨だと。私もアトム通貨という地域通貨を2004年から高田馬場、早稲田を中心にやっております。今、札幌だったり、仙台であったり、地方各地でも取り組みが広がっております。そういう意味では、地域の中で、どんどんそういう取り組みが広げることというのも価値があるかなと思っはいるんですが、まだまだ、これも法的な枠組みがしっかりしてないところがございます、小さいうちはいいんですけれども、これがとてつもなく大きなマーケットになってきますと、これは非常にまた難しい問題にもなってくるということで、本当は地域振興策として、資金が

流出しないように、地域内取引は全部独自通貨でやっていくという仕組みが地域通貨の発想で、これは通貨ファンの影響を受けて、第二次世界大戦中とかに広がった仕組みがあるわけですが、これも制度的に、私たちもこれをどんどん何億円、何十億円という流通量にしていったらいいかという、今は非常にそれはグレーでして、数百万、数千万程度でやっている分には、何も文句と申しますか、指導は入らないのですけれども、大きくなっていくと、それはまた、交換したときの対価をちゃんと積み上げてこななければいけないということで、財務局さんへそれは預けなきゃいけないのかとか、いろいろそこも地域通貨に関しては決まっているような、決まってないような、非常にグレーなところがございまして、それがそのまま行けば、非常に地元としては運用しやすいのですが、事後的に、後から、それはだめですよということを言われると、その時点で破たんをしてしまう部分がありますので、こういうルールづくりというのもの、ぜひご検討をいただくと大変助かると思います。

あとは、地域内共済みたいな仕組みとか、そういうものも、私ども、共済ではないのですけれども、そういうものも大変興味を持っておりまして、みんなで助け合いというお金を集めるという仕組みも大変有効だと思っております。でも、それも法的な枠組みで大変厳しい分野でございまして、助け合いで、地域の中で、こういうサービスとかを出資し合う出資も大変ハードルが高いですが、お互いに助け合って、毎月お金を出し合って、困った人にそれを融通しようという仕組みも、ある意味では水面下では昔からやっていたりするのは、今からつくろうと思うと、これはまた非常に法的にハードルが高かったりするということで、そういうところも、やはり地域の中で一般の大手の企業がやっているようなディスクロージャーの仕組みであったり、そこまでは地域でちょこっとやる分には全く担保できないのですので、そういうところもどういう形で支援ができるのかということ、ぜひ検討いただきたいと思っています。

あとは、現物資源、これは確かにいっぱいあるわけですが、これも活用方法とセットで、さっき申し上げました都市部でも町家再生であったり、一本路地に入った古い民家を再生して店舗に変えていく、また住宅に転用していくとか、いろいろなことを新しい協働のシェアオフィスに変えていくとか、いろいろやるわけですが、そういうところでも、これはまた建築基準法とかいろいろなもののハードルを、おそらく柴田先生は大変お詳しいと思うんですが、普通に一般的なハードルを超えようと思うと、大変とてつもなく手間と資金がかかってくるというところがございまして、暫定的に中小規模でやるころ

では、違法なことはやってはいけませんので、そういうところに対する措置というのものも、やはり検討は必要なのかなと。それを全部準拠するために、全部のお金を供給するというのは、なかなか私はナンセンスかなと思ひまして、地域の中で使っていく部分で、もちろん安全面で決定的なものは困りますけれども、命にかかわるような部分。ただ、そうではない暫定的に、これぐらいであれば問題がないという基準というのもの、おそらくあると思うんです。そういうところの工夫とかもできるような環境をつくっていく、そういうノウハウを制度化していくということもやらないと、なかなかやりたくてもできないので、最終的には法的な枠組みがしっかりしている分野だけでしか物事が進まないということで、そうすると現状、結構それは、みんなもうやっているということは、今回も委員会で、福祉分野だ何だというハードルが枠組みとしてしっかりしているところは取り組みが広がってきているわけですが、もう少しチャレンジングな新しい分野をつくっていくところは、そこをしっかりと作り上げないと、なかなか難しいのかなというふうに思っております。

あとは、非資金的支援という中間支援組織による支援の視点というところですが、もちろん中間支援団体による支援というものが必要な側面がある一方で、中間支援団体自体の体力といいますか、その部分も、今回は課題として委員会を通じて持ち上がっていたのかなと思います。全国各地にたくさん中間支援団体はありますが、ほんとうに支援が可能な体力とノウハウがあるところばかりかというところ、これは、まだ個人的にクエスチョンがつくところがやっぱりございまして、単に補助金受け皿団体のような中間支援団体というものは、あまり好ましくないということは、これまでのお話でも一つ出ている共通要素かなと。やっぱりちゃんと価値を生み出したり、地元での取り組みを本当の意味で支援していくという仕組みの中には、ちゃんと中間支援団体自体が自立をしていくというものがないと、お金が出ているうちはやりますけど、おりてこなくなったら一切やりませんというのであれば、それはむしろ自治体とかがしっかりやるべき取り組みであって、わざわざ外に中間支援団体というものが存在する意味がどこまであるのかなということを個人的には感じておるところでございます。なので、明確な、こういう分野のこういう事業を支援していこう。例えば今回ですと、中間支援団体にちゃんとNPOバンクがセットになってくっついていて、資金的な問題を一緒に解決していくというところに取り組んで、財務諸表の問題であったりとか、事業計画書の策定とかもしっかり一緒にやって、事業進捗とか資金繰りもちゃんと考えていくというところまで支援をしていくのが本来あるところで、

単にセミナー開催とかだけを山ほどやるというところが、中間支援の仕事ではおそろくないだろうなということを個人的には大変感じております。

そういう意味では、中間支援団体というものが必要だということで、あれも、これも、それも、全部、中間支援団体だということではなくて、やはりしっかりと評価されるべき中間支援団体、より改善が必要な中間支援団体というものがあるということは、認識として持つ必要があるのではないかということ、実際支援をやっていらっしゃる方のお話を聞いても感じるところでございます。

私のほうで担当させていただきましたものでは、そういう意味では、もう少し広くお金を集められる枠組みと、ステップアップが可能な、ずっと同じ枠組みではなくて、やはり事業年度が重なって、ちゃんと成果を上げていけば、よりサービスを地元の方の多くの方に提供できるような体制を、地域の新しい担い手の方々ができるような仕組みというところと、あとは法的にいろんなハードルがまだ残っているところがたくさんございますので、そういうところの解決と中間支援団体といっても、すべて中間支援団体ということではなくて、やはりちゃんと分類をして、モデルとなるような中間支援の仕組みというものを前面に出していくということが大変重要なのかなということを感じたところでございます。

以上でございます。

【小田切委員】 ありがとうございます。改めてご案内申し上げますと、今までの委員会は、有識者や現場実践者からのヒアリングを中心に行ってまいりました。その点で、委員相互からの意見のやり取りが必ずしも十分できなかった。しかし、今回のたたき台に関しましては、直接のご専門の先生方がいらっしゃるということで、まず、この部分については、木下先生からご発言いただいたということでございます。

【木下委員】 ありがとうございます。

【小田切委員】 同様に、(4)の「担い手と地域、行政の協働」、これはまさに清原市長のご専門でございますので、清原委員から、このたたき台についてのご意見をいただきたいと思っております。お願いいたします。

【清原委員】 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

新しい公共、ワーキンググループ、いよいよとりまとめということでございまして、これまでの事例報告ですとか議論を、事務局におかれましては資料2-1、2-2のようにまとめていただきまして、ありがとうございました。

私としましては、この内容を深める上で、貢献できればという思いを込めつつ、本日、

当日資料を配付させていただきましたが、「地域をエンパワーする協働のパートナー」ということで、三鷹市の事例からお話しすることで、とりまとめに貢献をさせていただければと思います。

今から申し上げる点は、今回の報告書をまとめるに当たっての地域の課題の認識、あるいは、このワーキングチームで明らかにすべき方向性にかかわることだと思っておりますが、まず初めに、「新しい公共を考える視点」について、次のように列挙したいと思います。

まず、地域における公共サービスの担い手の多様化が顕在化してきたこと。つまり、「新しい公共」という概念が先にあったのではなくて、実際に公共サービスの担い手の多様化があらわれてきている、そのことをどのように位置づけるかという視点も重要だと思います。

また、「新しい公共が担う公共分野の範囲はどんなものなのか」ということについては、実際の多様性の中で限りがないようにも思えますが、しかし、選挙で選ばれた国会議員が内閣総理大臣として行政の責任を果たす国と、それから都道府県も、基礎自治体である市町村も、選挙で選ばれた首長が行政の責任を取るということで、一定の公共性の公正さが担保されているわけですが、新しい公共といった場合に、それが担う範囲というのは無限のように見えますが、それを広げ過ぎると、では一体、国や市町村といった公共部門が果たすべき役割は何なのかという問い掛けが実はあるということも、私のように選挙で選ばれた者としては、踏まえております。

また、「担い手が多様であることのメリットが顕在化」してきました。これは、サービスのきめの細やかさや行き届いたところが、反面、基礎自治体である三鷹市のようなところの行政サービスを批判するという、あるいは評価を再検討するという意味でもありますが、意義あるものだと思います。

また、「新しい公共の担い手が、行政、公共団体、自治体と協働することの意義は、さらに顕在化」してきています。「新しい公共の活動が発足するための動機づけの必要性」も提起されてきました。

また、次に、「新しい公共の活動を継続するための仕組みづくりのあり方」が、かなり議論されたと思います。同時に、私に与えられたテーマでもありますが、「新しい公共を担う個人や団体相互の連携の仕組みづくり」とともに、「行政とのあり方」が、相変わらず課題です。私の基本的な認識は、「新しい公共の取り組みは、地域の各分野、個人、各団体を相互にエンパワーし、その活動があることが地域をエンパワーしている」という認識です。これからお話しいたします三鷹市の事例は、そのことの一つの裏づけになっているのではない

かなと思います。

まず、三鷹市の特徴を簡単にお話ししますと、1950年、昭和25年11月3日に三鷹町から三鷹市になりました。ことしは、市になって60周年です。面積は16.5平方キロしかありません。人口は約18万人、世帯数は約8万9,000世帯、新宿から約15キロメートルの圏内にありながら、井の頭恩賜公園や国立天文台などがありまして、自然豊かな中に勤労者が多く居住する典型的な住宅都市です。

また、1970年代から市内を7つのコミュニティ住区に分けまして、市民が設計段階から参加したコミュニティ・センターを拠点として、公募の市民により構成される住民協議会とともにコミュニティ行政を推進してきました。一番古いもので35年以上になりますので、地域において、このようなコミュニティ活動があるというのが基礎だと思います。

次に、「参加と協働」、「コミュニティの再生」から「コミュニティ創生」、クリエイションのほうに移行しているのが現状です。少子高齢化の急速な進展の中で、自助、共助、公助の公の部分について、多様な担い手が参加し合う新しい公共空間が顕在化しています。そこで、私が市長になったのは2003年なのですが、その前に、市民のときに提案しました「自治基本条例」を、今度は市長として責任を取って制定し、施行したわけですが、それは首長がだれになろうと、市議会のメンバーがどういう構成になろうと、参加と協働を理念として取り組むということが明文化された条例です。私たちにとって、少子高齢化等々、多くの現代的課題の解決に向けては、地域でともに生き、ともに支え合う新たな共助の仕組みづくり、コミュニティ創生を目指す取り組みが重要であり、行政の重点プロジェクトとなっています。

以下の事例につきましては、資料は詳細つくっておりますけれども、これをすべてご報告しますと時間が足りませんので、ポイントのみをお話いたしますので、その他については、後ほどお読みいただければと思います。

2ページ目に、地域をエンパワーする地域づくりの協働の担い手・新しい公共の主な事例として列挙させていただきました。

1つ目が、1999年に創立いたしましたして、三鷹市が九十数パーセント出資しておりますまちづくり機関、Town Management Organizationであります、株式会社まちづくり三鷹です。

2点目は、「NPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構」で、2005年10月に創立されまして、現在、三鷹市と15の大学、研究機関2つ、専門学校1つが正会員でございます。

す。合計19、そして賛助会員が78、そうした組織です。

それから、3点目が、「NPO法人夢育支援ネットワーク」といって、これは小中一貫教育をコミュニティ・スクールを基盤として進めております三鷹市で、地域の皆様や保護者が教育支援のためにつくってくださったNPOです。

4点目が、「NPO法人シニアSOHO普及サロン・三鷹」。これは、シニアの世代、退職後の方が多くわけですが、草の根のパソコン勉強会から始まりまして、2000年にNPO法人化し、さまざまな活動をしていただいています。

5点目が、「NPO法人子育てコンビニ」でございまして、2002年にNPO法人化されたものです。三鷹子育てネットのホームページの作成ボランティアから始まり、今、多様な子育て支援の取り組みをしていただいています。

6点目は、「NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会」。これは、まさに緑化推進の取り組みをNPO法人化することによって、さらに幅広い市民の活躍をコーディネートするものです。

次が、「地域ケアネットワーク」です。現在7つのコミュニティ住区のうち、3つの住区で発足しております、民生・児童委員、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、もちろん住民協議会等の市民の皆様による、健康長寿と高齢者、子育て世代、障害者支援のネットワークです。

一応、この7つの取り組みについて、主なポイントについてお話をさせていただきます。「株式会社まちづくり三鷹」は、市が大半株を持っている株式会社でございますが、重要なのは、公共的なサービスについて支援する仕組みであり、自治体のパートナーの第三セクターとして、さまざまなコミュニティビジネスの創出ですとか、産業振興の取り組み、とりわけSOHO（スモールオフィス、ホームオフィス）の誘致や継続支援、まさに動機づけと継続支援というのをしているところが大きな特徴です。

私は、中間支援機関ではないのですが、「NPO三鷹ネットワーク大学推進機構」も重要な役割を果たしているということをご紹介しますと思います。

3つの機能のうちの一つは、教育・学習機能、これは高度な学習機会の提供ですが、2つ目の研究・開発機能は、市民の皆様の「民」、大学研究機関の「学」、産業分野の「産」、そして公共機関の「公」、「民学産公の協働」というふうに呼んでおりますけれども、NPOを初め、さまざまな新しい公共を担う活動団体に、教育・研究機関の協働の研究の機会をコーディネートしたり、実際にその運営をしています。

特に、今年度は内閣府の「地域雇用創出モデル事業」を、株式会社まちづくり三鷹と受託いたしまして、「身の丈企業塾」を実施し、実際に研修機会を保障するとともに、起業家のための資金も提供しながら、いわゆるビジネスインキュベーターの機能を果たしております。さらに、三鷹市の政策研究機関としての「まちづくり総合研究所」及び「教育・子育て研究所」を市長部局、教育委員会連携で行う上での大学研究機関との連携の場を提供してくれています。

また、言うまでもなく窓口ネットワーク機能としては、地域のキャリアデザイン支援事業を行ったり、これも国の文部科学省の「学校支援地域本部事業」を活用しながらの取り組みをしたりしております。

その他、各分野で幅広いNPO法人が、最近、この10年の間につくられています。しかも、一つNPO法人ができますと、そのノウハウや運営の努力などが共有される仕組みが、「株式会社まちづくり三鷹」の中で持たれたり、あるいは「三鷹ネットワーク大学」の中で持たれたりしながら、連携協働がなされ、情報の共有の中で次のNPO法人が生み出されてきているというところに特徴があります。

でも、NPO法人が生まれたことで済んでいるかということ、そうではございませんで、「地域ケアネットワークの」取り組みなどは、地域で三十数年前から、町会自治会を一つのきっかけとしつつ、そうしたところに属していなかった勤労者などが集まって、自発的な「住民協議会」組織でコミュニティ・センターが運営されてきたという、こうした根っこがあって、新しい健康長寿、高齢者支援、障害者支援、子育て支援等の取り組みが生まれているということもございます。何もNPO法人化すれば、それで新しい公共の分野が確固たるものになるかといったら、そうでもないということもあります。

また、補足をいたしますと、子育て支援ということについては、実は会員同士で支え合う「ファミリーサポート事業」というのがありまして、子育て経験者が地域のお子さんを預かり、そして自分が預けていた世代が、自分の子どもが大きくなったら、今度はケアをする立場になるというような事業もありますし、ひろば事業や親子喫茶室などを展開するNPO法人などもございまして、さまざまな団体、市民が支え合う活動を、子育て支援の分野でも拡充しつつあります。

時間の関係で、ここで最後の具体的な例を申し上げますけれども、「基本計画」というものを三鷹市のような基礎自治体は総合計画としてつくっております。地方自治法の改正などがございますので、その基礎となる「基本構想」が市町村の議会の議決事項でなくなると

ということもありますけれども、「基本構想」、「基本計画」をつくる中で、それを実行していくというときにも新しい公共の活躍が見られますので、ご紹介をしたいと思います。

総合的な計画もそうですが、特に法定計画であります障害基本計画、これは障害者に対する施策に関する基本計画、あるいは環境基本計画を実行する組織というのは、市民や関係事業者、企業等の協働により成立しまして、研究調査活動や啓発活動を実施してくださっています。これらは計画づくりに市民参加があるのは当然だけれども、計画をつくるときの参加だけでよいのかという問題提起が、むしろ参加された市民から上がりまして、推進組織を市民参加や企業参加でつくるべきであるということになりました。そういう中から、地域での「障害者自立支援推進協議会」が作り出されたり、「環境推進会議」が作り出されたりしております。

また、三鷹市でも、出会えない団体や、出会いにくい町会自治会と新しいNPOをどのように結びつけることができるのかと考えまして、昨年度、「頑張る地域応援プロジェクト」という町会自治会を対象とした補助事業の中で、NPOと結びついてくださったところに補助金を積極的につけるということをいたしました。今申し上げましたように、50年を超える経験のある町会自治会と、まだできて数年のNPOが出会って、一緒に協働することを、三鷹市のような行政が動機づけることによって、本当に10万円という少ない補助金ですけれども、新たな新旧が新しい公共として出会えたという成果もあります。

このほか、障害者の移送で「NPO法人みたかハンディキャブ」は30年以上の実績もありますが、これは本当に普通の運転をできるボランティアが、結果的に高齢者や障害者の移送を支援することによって、地域での移動が活性化し、皆様の交流が促進されているというタイプの新しい公共で、これは特区を要請されていたのですが、現実的には国土交通省さんの英断で、むしろ特区で検証するまでもなく、これは福祉移送のあり方として承認していこうということで、新しい公共分野を認められた事例ではないかと思います。

最後に、きょうお配りしました資料を離れて、私から、もう1点だけ申し上げます。それは、今回のまとめの中で、担い手と地域、行政の協働、地域内連携というふうに、あえて表現をさせていただきました。新しい公共といったときに、一般的には、私たちの暮らしに最も身近な、人が歩いて行き来できるような、そういう小学校区や中学校区を範囲とした活動の意義は大きいと思います。また、三鷹市は16.5平方キロですから、大変小さいし、政令市で言えば、1つの区ぐらいの大きさと人口規模です。そういうところだと、地域内連携という進め方をするのは一つの方向だと思います。けれども、一方で、先ほど

政令市と申し上げましたが、政令市でありますとか、あるいは広域の市町村合併をされたような地域のことも考えますと、地域というときの範囲が、物理的に大小があるのではないということも思います。ですから、三鷹市のような場合ですと、地域内という、たった16.5平方キロ、でも岐阜県高山市のようなところは、23区よりも広い、東京都ぐらゐの大きさの市があるわけです。ですから、地域内連携という表現をしたときに、広さの感覚が、ひょっとしたら全国津々浦々では異なるかもしれませんので、担い手が行政と連携したり、担い手間が連携したりするときに、地域の広がりをごんなふうな形でまとめていくことが実態に合うのかなということが、一つの視点になるのかなとも思いました。ただ、機能としては、三鷹市の場合、地域内連携及び周辺の自治体と連携をしながらNPO法人として頑張っている、「むさしのみたか市民テレビ局」といったNPO法人もありますので、このあたりは少し柔軟な地域感覚を持ったまとめ方をさせていただいたほうがいいのかもしれない。

大変限られた時間のところ、三鷹市の事例を報告させていただく機会をいただきまして、ありがとうございました。全体のまとめの中で、こういう一つの自治体の経験が、少しでも前向きに反映されればありがたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

【小田切委員】 清原委員、ありがとうございました。ただいま、このとりまとめの7ページ目の(4)の①の「担い手からのアプローチ」、この中段に「複数の担い手が相互に協力し、多様なサービスを供給し、ノウハウとスキルを交換することが重要である」という一文がありますが、まさに、この重要性と、それでは、これを一歩進めるために、どうしたらいいのかという実践を示していただいたように思います。むしろ、清原委員のご報告に対するご質問などもあろうかと思いますが、これは、後でまとめてさせていただきたいというふうに思います。

それでは、今、2名のそれぞれのご専門の先生方からご意見を賜りました。今後の進め方ですが、このたたき台、3章から成り立っております。この3章を1章ずつについて検討を進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、まず冒頭の第1章「地域の課題」、ここをめぐってご意見をいただければというふうに思います。先ほど申し上げましたように、今回、あらあらの検討で、次回に最終的な検討詰めということになっておりますので、今の段階では、場合によつたら問題提起という形でも構いませんので、いろいろな形でご意見賜ればと思います。お願いいたします。

す。

【林委員】 いろいろ考えさせられる非常によいプレゼンテーションをいただいて、ありがとうございます。

1番目の「地域の課題」の中で、(1)、(2)、(3)とありますが、(3)の「地域の資金が現場に流れない」というのは非常に重要なポイントです。

もう一つ気になりますのは、例えば日本のスケールでいっても、極端に言うと、東京にお金が集まり過ぎというか、地域からの資金が、結局いろんな形で東京に集まってしまう。だから、この間も島根県で話をしていましたら、助成等の資金的な支援を受けても、最終的に、東京にお金と人が吸い上げられていく経験をしていると言うのです。NPOを10年も続けていると、ほんとうにそう思うと言うのです。確かに、銀行の預貸率を見ると、島根県は0.5程度です。その部分は常に地元のお金が外部に吸い上げられているわけです。それ以外にいろんな意味での資金の流れを通じて、結局、東京に行くと。

だから、ある意味で、先ほど木下委員がおっしゃったように、東京と、地方に単純化しますと、その間のお金の流れのコントロールの仕方は、米国のCRAも一例ですが、非常に大きな課題です。この点を踏まえていかないと、地域の家計資産の中のお金を、まず地域で回すのは大テーマですが、それだけではないことを申し上げたい。

【小田切委員】 ありがとうございます。東京一極集中といいますか、より大きな枠組みの中の話が、ここの部分に、場合によっては入れる必要があるのではないかと、そんな議論もいただきました。ほかにいかがでしょうか。今のような書き加えるべきこと、あるいは議論があるところ、ぜひお願いいたします。

【柴田委員】 今、地方のお金も東京に来てしまうというお話の続きですが、文化的なものを保存しましょうという話が、やはり地方では大変多いのですが、そういうときには、ふるさと納税ですと、「この建物に対してこういう措置をします」ということを基礎自治体がパンフレットに書き込んで、基金集めをするというようなこともしています。

それは、かなり特定なものに対してという形で、きちんと目的から全部を書かなくてはならないので、結構大変な作業ですが。さらに、例えばこのNPOの全体活動に対して寄附をしたいとか、そういうものに対して、多分新しい公共の円卓会議や新しい公共推進会議のほうでも考えてくださっているのかもしれませんが、税制面の優遇とか、寄附しやすさみたいなことを、この中のどこかにもう少し強調して書いていただけると、地方のお金が地方にとどまる方策になるのだと思います。

【小田切委員】 ありがとうございます。円卓会議のほうの議論が、今どういう状況になっているのかという、そのことがありますものですから、少々議論しづらいというところが正直なところなんです、今、場合によって、こういうところまで議論されているという情報提供などありましたら、あるいは、お手元にありますか。中井川課長、お願いいたします。

【中井川広域地方整備政策課長】 それでは、お手元に資料、後ほど、この会議中に配付すべく準備をさせていただきますけども、今のところ新しい公共推進会議、2回ほど開かれておりまして、前回もご説明申し上げましたが、テーマが2つ分かれております。1つは、今、柴田委員からご指摘がありました寄附税制、今は拡充の方向で動いております、それを含めた23年度の予算税制の取り扱いということでございます。それで、寄附税制につきましては、今回、特にクローズアップするような形で、いわゆる推進会議の中でも具体的な項目という形でどうするべきかという議論がなされていますが、それ以外の項目につきましては、今のところですが、推進会議のほうでは、提案というものがなされたわけでございますが、その提案の中には、一般論的な記載に現在のところとどまっております、その推進会議の提案を受けて、西武のほうで、おそらく年末までに寄附税制以外の予算措置なり、税制対応なりが結論を得べくやっているのだと思います。

次回の推進会議が12月上旬、そのときにも、まだおそらく具体的な事項については決着がついていないと思いますので、おそらく23年度のものについては、推進会議の総論的な提案を受ける形で、具体的な予算税制について、寄附税制以外の項目については決着がなされ、おそらく推進会議のほうに報告がなされるのではないかと。

これは簡単に、現段階で得られている情報をもとに、大分推測が入ってございますので、状況は大きく変わるかもしれませんが、そういうところでございます。

それから、推進会議のほうの、もう一つの動きといたしましては、前回もご説明いたしました、いわゆる市民セクターと政府との関係性、関係のあり方についてでございますが、これは専門調査会が設置されて、年内を目途に、まず一定の結論を得たと。年明けから推進会議で具体的に議論がなされるというふうに聞いておりますが、それについて、今、専門調査会のほうでどのような議論が行われているかについては、ちょっと私どものほうにも、今現在、情報がないという状況でございます。

以上でございます。

【小田切委員】 突然の話にもかかわらず、ご対応いただきまして、どうもありがとう

ございました。

そうすると、専門会議のほうが、私どもの委員会よりも、少し遅れた進み方ということ
でよろしいでしょうか。

【中井川広域地方整備政策課長】 はい。

【小田切委員】 そうであれば、我々のほうが、より積極的にさまざまなことを書き込
み、提案するという、そういうスタンスで構わないという。

【中井川広域地方整備政策課長】 はい。

【小田切委員】 了解いたしました。

柴田先生、ありがとうございます。ほかに、この1番目のところ、どうでしょうか。

【望月委員】 ちょっと的外れかもしれないのですが、課題の(5)のところ、「共
通して存在する構造的課題」とありますが、構造的課題として、これだけでいいんだろ
うかと思えます。私もまとまらないのですけれども、そもそも、新しい公共が担う地域活
性への動きというのは、ある意味では自発的に動いてくる。動いてきたものを何とか回して
いこうとすると、環境の整備が必要ということでしょうが、ただ、ここで言う環境はちょ
っとあいまい過ぎるので、もう少し突っ込んだ言い方をしたほうがいいのかなどというの
が一つ。それから、その前に、動きが起こってこない、つまり、このまま置いておくと、疲
弊してしまうようなところでの内発的な活動を、先ほど市長おっしゃられた、おこすとい
うんですか、そういうものに対する手立てが案外ないのではないかと。構造的という言い
方をするのであれば、そこら辺を突っ込んだほうがいいのかなど、ちょっと思いました。

【小田切委員】 ありがとうございます。今の点は、いかがでしょうか。

【清原委員】 今、望月委員が言ってくくださったこと、とても大切なところでございま
して、実は私も、この委員会では自治体関係者が私1人なので、逆に私が懸念していること
を正直にお話ししたほうが良いと思うんですが、つまり「新しい公共」という分野を、よい
意味で活性化していくということは重要なのですが、先ほども申し上げましたように、行
政が果たすべき事柄というものも問われてくるんですよね。ですから、行政はきちんと基
本的なことは保障する。しかし、加えて行政だけではなくて、新しい公共分野の担い手の
皆様がしていただくことで、より質が高まるとか、きめの細かさが出るとかというポジ
ティブな面が、やはり認識されなければいけない。何を懸念しているかということ、新しい公
共を市長が議論することで、「新しい公共」分野が大きくなって、「古い公共」というか、そ
ういう部分はやらなくなって、狭くすることを考えているんじゃないかという心配が、住

民、市民、国民にはないわけではないというふうに思うのです。

ですから、今回私たちがポジティブに「新しい公共」を検討していくというのは、もちろん行政はすべきことはするわけですね。けれども、「新しい公共」の皆さんが活躍することで、より暮らしの質が上がるとか、地域の関係が豊かになって、人が人を信頼するようになる。そして、高齢者になっても、「生きていて申しわけない」じゃなくて、「生きていて幸せ」と、こういうふうに思っただけのようにするという方向性が、もっと全体の中で出された上で、でも残る地域の課題があるし、行政もこれだけ財政が厳しくなってきたら、正直に申し上げて、「選択と集中」になっていくわけですから、ですから、そういうところを行政とは違う担い手がすることのよさを、より推進していくために、こういう方向での条件整備や環境整備があると、もっといいのではないかと思います。そして、かかわる人も達成感とか充足感とか、そういう気持ちというようなことを、ちょっとあったほうがいいのかなというのを改めて望月委員の質問から触発されて思ったのです。これは所与のことだと思んです。皆さんは、きっとそんなふうに思って、それにもかかわらず、地域にこういう課題があるから、こうしなければいけないという構造になっていると思んですけれど、「初めに」なのか、あるいは、「このワーキンググループが設置された趣旨」なのか、これは小田切先生に1枚ぐらい書いていただくことで済むのかもしれないと思いながら、そういうことがあると、ふっと、その後の問題解決の方向性に意味が加わるのではないかということを感じました。

以上です。

【小田切委員】 ありがとうございます。今、両委員からおっしゃっていただいたことは、新しい公共を論議する上で欠かせない、一つは新しい公共を論ずる場合、そもそも、そういう多様な主体が立ち上がれないような状況がある場合、そういうことに対してのサポートが必要ではないか、あるいは、さらに新しい公共が、いわば公共領域を縮小するようなものではなく、公共領域を拡大するような、そういうものでなくてはいけないという、そういうことだろうと思いますが、おそらく、これは国土政策検討委員会の報告書全体の中で、我々のワーキンググループの方向がどのように位置づくのかということとかかわるということだと思います。ぜひ事務局のほうから、3つのワーキンググループの最終的な報告に前文なり、つなぎの何らかの文章が入るのか、そのあたりのイメージ、少しご説明いただくとよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

【中井川広域地方整備政策課長】 まだ委員会全体としての構成等について、事務局も

確固とした素案と申しますか、イメージを持っているわけではございませんが、やはり3テーマを今回、各ワーキングごとにお諮りしたという趣旨がございますので、3つのテーマを統括するような問題意識なり、それから、最後に結論と申しますか、まさに終わりになるのでしょうか、そういうところは何らかの形で残そうと思っております。ただ、今回、ここの構造的問題のところでは、そういう意味では、そこにつなげるような形で、一つのワーキングの結論と申しますか、レポートというものが、ワーキングとしてのレポートの中に反映できるような形になればということで、今のご指摘の点、まさに新しい公共の活動のベース、いわゆるスタンドポイントをどこに置くかというお話でもありますので、何らかの形で工夫したいと思っております。

【福富審議官】 ちょっと話がそれてしまうのですが、この検討、実は集落課題検討委員会の議論もかなり引きずっているところがありまして、きょう、私もこのレポートをもう一回見まして、どう議論しようかなという話の一つだけあるのですが、いわゆる新しい公共が活動するに当たって、コミュニティビジネスも含めて、いろんな規制がかかっていると。さっき金融の話がありましたけれども、要するに、スモールであるがゆえにいいのではないかと、公共性が高いであるがゆえにいいのではないかとというような、そういう規制緩和みたいな話がいろんな場合に出てくるというのが集落課題検討委員会でも随分議論されて、どうしようかと。結論はなかったのですが、問題意識としては、そういうものも、こういうレポートの中に残しておいたほうがいいのかという気が正直しているのと、もっと細かい話ですが、地域資産の話が、我々、有体物の話だけで書いていますけれども、文化だとか歴史だとか、形にないものも地域資源として、実際いろいろ活動されているので、そういうものを記載したほうがいいのかという、これはレポートの書き方ですが、ちょっと思っています。よろしくお願ひします。

【小田切委員】 ありがとうございます。そうすると、いずれにしても、今、審議官からいただいた意見も含めて、1の部分については、少し全体との、ほかのワーキンググループ等との調整も必要だということですので、これは奥野委員長と連絡をとっていただきまして、比較的早く全体のイメージをおつくりいただくという、そういうことで、間に合えば次回の委員会までに、そのイメージをお知らせいただきたいと思います。

ほかに、第1章のところではいかがでしょうか。

【林委員】 ここで構造的と言っているのは、一体どういうことをイメージしているのかという話が望月さんから出ましたけれども、一つの構造的な問題は、今回、三鷹のケ

ースもいろいろご紹介いただきましたが、自治体、あるいは行政というのは、法律制度に基づいて、いろいろ事業を展開するというのと、それから、市民、あるいはNPOが、これは現場にあって、現実これが課題だなというのを目の前に見ながら、どういうことをやらなければいけないということをミッションとして取り上げて取り組むというのは、結局ボトムアップということと、それから地方自治体といえども、やはり制度に基づいた、いわばブレークダウンしていくような、そういうことで事務事業は成り立つという、そのところのお互いの基本的な補い合いの構造ということが非常に重要だと思うのです。

それで、先ほど地域の中で、自分自身で立ち上がる力が非常に弱くなっているようなところというのは確かにあるのですが、これは三鷹の中ではエンパワーメントということで、はっきり出されていますが、そのあり方が非常に重要だということは確かなのと、それから非常に弱く見えているところでも、ある刺激、あるいはたまたまその地域のリーダーの問題や、よそからのいろんな働きかけによって、実は一人一人の中に隠れていたものが明らかになる、あるいは発揮できるようになるということは、しばしば見られることなので、そういう意味で、そういうことのエンパワーメントのあり方というか、そこは構造的に重要ではないか。そこら辺を少しはっきりさせたほうがよろしいのではないかというふうに思いました。

【清原委員】 今、林委員が大変重要なことを言ってくくださったのですが、一般的に「構造的課題」となりますと、解決が難しい宿命的課題のようなとらえ方をされるかもしれない。しかし、今、林委員が言ってくくださったように、そもそも国民、市民が、この問題を解決しようと、この問題は、今は自分が支援する立場かもしれないけれども、いずれは自分が支援される立場になるかもしれないという相互性を認識したとき、立場の相互性の中で、地域の中でこそ、それぞれができるときに何かをやるというふうに展開する、そういうポジティブな面があるんです。ですから、構造的と言いながら、非常に改革不能なのではなくて、そもそも「改革の気持ち、改善の気持ちで、こういう新しい公共のアクションというのは起こるんだ」というところを補強しておいていただいて、ひよっとしたら構造的課題というタイトルだけ読んでしまうと、「新しい公共」というのは、ちょっと解決できないような難しい問題をたくさん持っているかもしれないなとなるので、「みずから解決する力を持っている」というところに、「新しい公共」の特徴があるのではないかと、それは言い過ぎでしょうか。要するに、「課題を認識するんだけど、それを解決しようとする動きこそ、新しい公共の個性だ、特徴だ」と言いたいんです。だからこそ行政も支援できるんですね。

あるいは、寄附をする意味があるんですというような、そういう論理かなと思ったんですけど、すみません。

【木下委員】 まさに、林委員、清原委員含め、皆様おっしゃっているところは大きなところで、構造的な問題はあるんですけれども、解決は十分に可能なことがたくさんあるかと思います。私が取り組んでいる一つのケースとしては、熊本とか札幌でやっておりますのは、市街地ですけど、中心部の活性化のために各不動産のオーナーさんたちが、自分たちのいろいろな管理に必要な経費というものをすべて見直して、見直しができた部分の経費の3分の1はまちづくりの基金として全部積み立てて、それを町に必要な事業に使っていく。もう3分の1は、まちづくり会社が持続可能な形で経営するために出していく。つまり、100%削減をされた部分から、自分たちは3分の1しかとりませんと。3分の1は町のために使ってください。3分の1は、町の運営のために使ってくださいという形で出していくという、これは新しく、小さいコンパクトな中での公共の発生だと思うのです。今までは、得したら全部やってくれというのが民間の発想だということがあると思うんですが、そうやって変わってきている部分がございます。

あとは、小さいところでは徳島の佐那河内村の場合には、ごみの処理を何十分別ということで分けて、みんなでまちぐるみで削減をしていきましたら、ごみの処理費用は、もともとかかったものから2,000万円以上安くなって、それによって子供たちの医療費をみんなを出していこうということで、町全体ぐるみで、そういう取り組みをやっていく。つまり、先ほど清原委員がおっしゃっていた、公共の役割は小さくなるのではなくて、むしろ公共の期待が高まっているところに、どう市民たちがかかわっていくのかというのが新しい公共のそこ。今までは、正直な話、文句を言っていればよかった。これやってくれ、あれやってくれと言えればよかった時代では、もうなくて、むしろ自分たちが困っているテーマに対して、どう自分たちもかかわって公共を助けていくのかという考え方が新しい公共であって、例えば今までの税収のまま、今までの税財源のまま、お願いだけして、市民は何もしないで、すべて役所にサービスしてもらおう、これでは構造的に解決ができないわけですが、むしろそこに参加する機会があったり、自分たちで役割を果たす機会というものがつくられることによって、十分に解決をしていける余地というのはある。それが新しい公共という形であって、新しいものと古いものが対立することでは、おそらくないのだろうなと感じております。

【小田切委員】 ありがとうございます。私たちは、改めて振り返ってみますと、そも

そも新しい公共とは何かという、そういう議論が少し不足していたようでありまして、今まさに、その穴埋めがなされているというふうに思っております。その点で、ともすれば公共領域を縮小するような動きが一方である中で、今回の新たな公共というのは、公共領域それ自体を拡大するという思いがあるということを改めて今までの議論で確認できたというふうに思います。

【柴田委員】 1ページの(2)の「地域に資産があるが、活動に提供されない」ということと、3ページ目の、やはり同じ(2)の「地域の資源を活動に動員」、ある意味で似たような内容と考えられるなというふうに思っています。

その中で、両方に共通するものとして、例えば新しい公共というものを、今お話があったのですけれど、昔からある結とか、講とか、実はそういうものであったものを、どういうふうに新しい仕組みに組み込んでいくのかなということだと思います。例えば、マンションを新しくつくりますと、いずれ建てかえのための、資金担保みたいなものをずっとみなさんで出し合っていくわけです。建物のメンテナンスもありますし、エレベーターのメンテナンスもありますし、それと同じように、ある地域を持続的に、継続的に維持しようと思えば、実はプール資金というものをみんなでやっていかないとだめなんですよということが、どこかで消えてしまっていて、でも昔には結とか講とかがあったんです。だから、そういうことを、もう一度みんなに認識させることが必要です。その役割は、ある意味、公じゃないとできないのです。私が外部から、大学の先生ですからといって話に行っても、なかなか聞いていただけるものではなくて、実はもともとは、結や講があったのを、もう一回、公として、どういうやり方を構築していったらいいとか、それから、どういう手立てがありますよとか、住み続けるためには耐震化として、こういう方策もありますよとか、それから、高齢者ケアというものに対しては、こういうことがありますよという、そういう細かなメニューの最初のきっかけを出していくのは、やはり「新たな公共」の「公」としての役割だと思います。結や講をもう一回構築するのは民としての役割で、その辺がちょうど結びついてくれないと、なかなか地域の資源をつくるにしてもだめで、その公としてのほうの役割の中には、先ほどからいろいろ出てくる法令的なところですね。そういうところの中で、例えば古い民家を二地域居住にしましょうよという場合もあります。二地域居住の形で古い民家を使って何とかしましょうと思ったときに、例えば、用途変更はどういうふうになるのかとか、それから農地法ではどうなのかという問題がでてきます。

実は農地法で一つ痛い思いをしておりまして、ちょっと例としてわかりやすいのでお話

ししたいと思うのですが、庄屋屋敷を私のNPOでいただきました。寄附された1,000坪近いものなのですけれど、建物も立派で、それは農家レストランと農家民宿で、両方でそれを維持していただいても大変ですが、維持していく費用と、それから地域の人たちの交流の場所にしていくためにも使おうと思ひまして、いろいろな法律的な手続きを調べましたら、農家民宿と農家レストランは一緒にやっではいけないという結論になりました。理由は、「にぎわいが出てはいけない」からということでした。それは、農地法で、農地というところは外部の人が来てくれたら困るので、静かな場所として保全しなければならないという時代にできたものなんです。それを、今の段階では、むしろ外部の人に来てもらって、休耕地を何とか活性化する手助けをしてもらいたいし、空き家なども、だれに住んでもらって、そこに維持費用も出したいとか、地方にはいろいろな必要な課題があるわけですが、農地法からいえば、出来ないことも多いわけです。

そこで、見直さなければならない法律をきちんともう一回調べてほしいと思います。それは今までの公共だ、新しい公共だという以前の話でもあり、新しい公共とは、ある意味で公の範囲を広げようという、現在進行しているお話のときには、公として、やはり考えていただきたい、調べていただきたい、かなり大事な部分と思ひました。

【小田切委員】 ありがとうございます。今、実は1のところをお話ししておりますが、シナリオでは、1のところは、わずか10分で終わるといふ、そういう予定になっておひまして、私、冷や冷やしておりますが、この1のところが、改めて詰めることができたといふことは、次の2、3の土台となると思ひますので、よろしいかと思ひます。

柴田委員のご発言は、まさに1と3の橋渡しをちょうどしていただいて、政策的方向性、このほうに入っていきたいと思ひます。

第2章につきましては、「地域の取り組みからの示唆」、まさに事例でございますので、これはご意見があれば、3の中でまた入れていただくといふことでいかがでしょうか。いづれにしても、一番最初の1のところで、いわば構造的な問題がある、この言葉はともかくとして、そういう岩盤のような非常に大きな問題があつて、新たな公共といふ新しい手法が、それを突き破る力を持っているんだといふ、その事例が2章で論じられているといふことですね。そんな位置づけでございます。

そして、突き破ることを促進するためには、3章の「政策的方向性」がある。その中には、今、柴田委員からおっしゃっていただいたような、ある種の規制、これは農地法なのか、農振法なのか、ある種の行政指導なのか、その部分は少しわからないところもあり

ますが、いずれにしても、規制緩和ということも含めて、政策的方向性があるという、そういうことだろうと思います。

ということで、議論を3のところに移しまして、先ほど既に木下委員、清原委員からご意見をいただいておりますが、ご両者も含めて、またご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

【木下委員】 先ほど申しそびれたのですが、民間財団の話が全く入っていないのが、私ちょっと違和感を持ってまして、実は新しい公共の方々に対する支援としては、毎年ずっと継続的にいろいろな民間財団が活動して支援をしています。また、民間財団の助成担当者であったりとか、支援担当者の方々も、大変横につながって情報交換を積極的にされていらっしやいまして、これは海外も含め、公共での資金と民間財団での資金の流れだったり、人のノウハウの部分であったり、また交流の場の設置であったりと、大変大きく相互関係は足並みをそろえる部分があってもよいのかなというふうに思っております、その点では、先ほど日本財団さんのご紹介をしましたが、その他、さまざまな財団が動いておりますので、その点に関しましても、ぜひ今後どこかで触れていただけると大変ありがたいなというふうに感じております。

【小田切委員】 木下委員、具体的に言うと、どのあたりに位置づけしたらよろしいでしょうか。

【木下委員】 ある意味では、中間支援とかのところですかね。

【林委員】 あるいは、3の「担い手に対する資金・資源」というところをもう少し広げて考える。

【木下委員】 そうですね。(2)の資金面と、あと(3)の、いわゆる資金外の支援というもの、またがって民間財団はかなり取り組みをしておりますので、そういう財団というくくりだけに固執する必要はないとは思うのですが、金銭面、非金銭面、あわせてやっている団体というものが、実際、民間には一生懸命やっているところがあるというところを、ここで触れていただきたいなとは思いますが、(2)か(1)の「基本的な考え方」——少々考えます。今ちょっと読み解いていまして、一番適切なのは(3)のところの中間支援というところの部分で、非資金的とくくってしまっているのが、それが苦しいなという感じがするのですが、資金と非資金あわせて支援をしていくというところが。

【林委員】 3の(2)はどうですか。

【木下委員】 「担い手に対する資金・資源の支援」、そうですね、ここの⑥でもし可能

であれば、一つ追加していただいて、そこに民間での資金面とかを含めた取り組みを。

【林委員】　ちょっとつけ加えると、これには税制上の問題もかかわると思いますので、その点をあわせて。つまり日本財団は、収入の構造が全くほかの財団と違うので、日本の普通の民間の財団がアメリカと比べると、1けたは小さいという信じられないこと。つまり、トヨタ財団のように非常に大きな事業体をつくった財団であっても、あれはせいぜい500億足らずですね。

【木下委員】　そうですね、小さいですね。

【林委員】　だけど、アメリカの財団というのは数千億から兆というスケールなんですね。これは、ちょっと構造的に制度的な問題があると我々は思っています。

【木下委員】　あと、コミュニティ財団みたいな、要は、おっしゃるように大きな資産家の方が寄附をした財団とは別に、個人では一財団を維持できないけれども、そういう方々が300人とかを集って一つの財団を構成されて、例えば私であれば、木下教育基金みたいなものだけを、死ぬときに幾ばくかのお金をそこに寄附しておけば、その基金の範囲で、次の子供たちに教育支援をしていくという、その事務業務を複数の人たちが拠出している財団の中で、事務を一つでやっていくという、清原委員もお詳しいと思うのですが、そういう仕組みというのも、おそらく今後地域の中の資金循環のところでは、大変重要になってくるのかなというふうに感じます。

【清原委員】　今、木下委員、林委員から提起していただいたことなんですが、一つには、今回、円卓会議のほうのまとめよりも、少し早目に寄附であるとか、そうしたことも問題提起はしておいたほうがいいタイミングのように伺いましたので、踏み込んだ検討については、今後としても、今ご提案いただきましたような民間財団の基金の活用だとか、補助事業であるとか、それから、そういうことについては、現在、公益財団化という取り組みが進んでおまして、従来の財団法人や社団法人が、公益財団としてするのがいいのか、一般財団化するのがいいのかということで、判断をする、まさに今年度末ぐらいが一番ピークの判断のときになっているのではないかと思います。そういうときに、この新しい公共分野の活動を主たる財団の活動として位置づけられるときに、公益法人化のほうを選ばれるのではないかと思います。そういうときに林委員が言われたような税制の問題であるとか、あるいは支援する場合に受ける寄附の取り扱いであるとか、そんなような課題がありますというようなことが、記述だけはしておくのが現時点では妥当なのかなということをおもいました。

先ほど、柴田委員も、寄附について、もう少し強めの記述をしておいたほうがよいのではないかというご提案もありましたので、この「担い手に対する資金・資源の支援」というところに、ひょっとしたら寄附という言葉の扱い方も出てくるのかなとも思いまして、今、現時点でのご申ししたのは、認識はしているということはきちんと整理しておいたほうが、ワーキングチームとしてはいいのかなと思います。ただ、議論の時間は、それだけにとってきたわけではないので、頭出しというのでしょうか、そんなことが現時点であったほうがいいのかなと思いました。

それと、もう一つは、先ほど福富審議官もおっしゃいましたように、規制緩和をすべき方向性について、このあたりは関係してくる部分ですよね。そうしましたら、どんなことがあるのかなということについても、多少触れておいたほうがいいかなという感じがいたしました。

以上です。

【望月委員】 それに関連しての話なのですが、政策的方向性ということで、国レベルではどういうことができるんだろうかということをもっと明確に示すことが必要かと思えます。今伺っていると、税制とか、法規制とか、金融の問題など具体的に国として出番があることを示す必要があるのかなと思いました。

【小田切委員】 今の点について、いかがでしょうか。政策としてのあり方という形で、必ずしも最後のところをとりまとめてないために、若干のわかりづらさがありますが、こちら辺の書き振りをめぐって、事務局から何かご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【中井川広域地方整備政策課長】 基本的には、政策の方向性といったときの政策というのは、当然これは国の審議会の中のワーキングでございますので、私どもが今後政策をやっていく上で方向性を、今回は方向性ということですけど、おそらくレポートの中では、そういう意味での問題提起を私どもが承るような形での報告がなされると。ただ、そのときには、国が、国が、国がだけではなくて、それぞれのいろんな主体の方々がいらっしゃいますので、そういう方々のミッションですとか、役割づけとか、そういうのも含めて、全体の中で国はこうあるべきとさせていただく形になるのかなと思っております。

【小田切委員】 ありがとうございます。この課題の文章にするときの難しさが実はありまして、従来型の課題であれば、国はこうするというふうには書けばいいわけなんですけど、それでは事が済まないといいたいまいしょうか、むしろ、その先のことを考えるのが、この研究

会、この検討会ということもあって、そのあたりの難しさが若干あるというふうに思います。その点につきましては、最終の委員会で少し整えたいというふうに私自身も考えています。

ほかにいかがでしょうか。

【林委員】 これは、一番最後のところまで行っちゃうんですが、よろしいですか。

【小田切委員】 もちろん。

【林委員】 7ページの(4)の「担い手と地域、行政の協働」というあたりのことですが、これは担い手からのアプローチと、それから行政からのアプローチとなっていて、この中で行政からのアプローチでは、一番下の2行で、「このような取り組みは、行政においても議論の拡大や、事業失敗リスクの発生などの新しい負担が生じていることも事実」と書いてあります。これはそうだと思うのですが、その次のページで、「今後、社会の成熟化に応じ、地域の担い手と行政との協働が高まることが予測される。そのための対価として新しいリスクや不安定性に向き合うかが重要な課題ではないか」となっているわけです。現実に自治体ではいろいろな協働が、この10年ばかり進んできている。現場での担い手が協働で非常に悩まされるのは、こんなに書類づくりの負担があるのかということです。事業についての企画、事業プロセス、その報告のすべてを通じて、お役所は非常に書類がお好きなのです。これがすごいのです。協働事業以外でも、例えば認定NPO法人制度の申請書類をつくると、こんなに山のようにするという写真を撮って、政務官にお見せしたことがある。それぐらいすごい書類が必要になる。これは担い手に、書類を要求することが、行政にとっては監督、監視の証拠物件にするつもりだからだと思います。だけど、現場のNPOの人たちにとっては、仕事の内容で、対価がなく、ボランティアで事業を進めている部分も現実には非常に多いのです。そこにもってきて、また、書類の山の負担がかかるので、極めて負担としては悲惨なことになるのです。

ですから、行政が要求する書類の簡素化が必要なことを書き込んでおいていただかないと、この部分の書き方ではいろいろリスクがあり、不安定であるから、十分行政としては用心してくださいと、こういうふうにも読み取れる。これではますます行政用提出書類が増える。そうではなくて、それを乗り越えて、お互いに、お互いの力を上手に発揮しようではないか、得手のところを発揮しようではないかということで、この問題に取り組むことを一つ読み取れるようにしていただきたい。

もう一つは、先ほど柴田委員がおっしゃったかと思いますが、いろいろな現場で必要だ

と思う規制改革の話は、気楽にそのことをメールでも何でも受けとめますという行政の仕組みが必要なのだと思うのです。

それで、僕が感心しているのは、韓国の希望製作所が、非営利の組織ですけども、部門として社会創案センターというのをつくっている。その社会創案センターには、市民が誰でも社会的・制度的仕組みの提案ができる。そうすると、その提案に応じて専門家や行政官が集まって検討し、具体的に解を見つけ出すという機能を果たしている。そういう例がある。この様な仕組みがないと、現場は非常にクリエイティブなことを考えるけれども壁が突破できない。先ほど柴田先生がおっしゃったようなことが起こる。NPOと行政とのお互いの協働、お互いの担い手が支援し合う、そういう意味でも必要な協働の仕組みの1つではないかなと思いましたので、ご検討ください。

【小田切委員】 今2つ、大変重要なことを言っていただきました。特に前者の現場の担い手の負担の軽減については、どこでも聞く話ですので、単純に書類の数を減らせばいいという問題ではないと思いますので、さらに議論が必要ですが、その頭出しが今回書ければというふうに私自身も思います。

【柴田委員】 まさに、その報告書でもっていつも苦しんでいる立場からしますと、多分、公金を使うことでもあるしということで、いろんな事業費なんかの報告書は、性悪説に基づいて、かなりチェックをきちんとしながら、こういうところもちゃんと強調してくださいという形の指導のもとに、いろいろ書かなければならないので大変だということがあると思います。

それと、もう一つは、この文章そのものが、リスクがあるとか、それから、新しい負担とか、これを基礎自治体が見たら、やっぱりやめておきましょうみたいに思えそうな、そういう考え方で、このリスクが発生しないように、それから負担が発生しないように考えるところも、今までは投げっ放しで済んだかもしれませんが、そこに対するリスクが発生したときに、それも受けとめて、次の指導を速やかにしてくださるという、そういうこのきめ細やかな指導みたいな部分も、公共の中に入ってほしいなと思っております。

【林委員】 もっとメリットをね。

【柴田委員】 そうですね。基礎自治体も、よし、やろうというメリットも書いていただかないと。

【清原委員】 皆さんから、そういうふうに配慮事項を言っていたので、そういう配慮は必要かなと思いつつながら、「担い手と地域行政の協働」というところで、「担い手から

のアプローチ」、「行政からのアプローチ」というふうに、二分法的に書くのがいいのかなどかなというのは、「協働」ですから、ちょっと気になります。むしろ積極的に、今お二方が言ってくれましたように、「協働の意義」、「連携の必要性とメリット」といいますか、そういうところを前段書いていただくというほうがいいのではないかと思うのです。

実は、三鷹市の、先ほどご紹介しました自治基本条例の前文には、こういうふう書いてあるんです。「市民にとって、最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである」と。つまり、「共に責任を担い合う協働のまちづくり」というふうに前文に明記しているのです。どういうことかといいますと、市民の皆様や関係機関も、まさに協働というのは、いわばここで議論している新しい公共分野の活動が主たるものですので、責任は担い合うものであって、一方が一方の責任を肩がわりするという趣旨ではなくて、市民の皆様が行政の責任を肩がわりするわけでもなく、市民の皆様が何らかの失敗等が生じたときに、それを行政だけが補てんするという意味でもないのです。目的を一緒に共有しながら、プロセスもそれぞれの役割を十分果たしながら達成していくと。ですから、成功事例も共有するでしょうが、失敗することも関係の担い手同士が相互にし合うと。ですから、私としては、そういうふうなニュアンスが出るといいなというのが1点。しかしながら、もう一方で、柴田委員も言ってくくださったのですが、公の税を使って補助なり助成なりする場合には、やはり一定の第三者評価というか、自己申告でもいいわけですが、評価に耐える公のお金の使い方ということについての部厚過ぎない最小限の報告書なり、計画書なりが必要なのは当然のことなので、それを林委員も否定はされていないわけです。公明正大性ということですよ。それを担保する、そういう仕組みを簡素な事務手続で考えていくという方向性を出すのがふさわしいかなと思いました。

それから、行政の仕事は、いわば「リーダーシップからコーディネートへ」と、三鷹市の場合はかなり前から言っているわけですがけれども、それはリスクマネジメントも当然含むわけですよ。ですから、リスクという言葉を全くなくす必要はないとは思いますが、運営していく上で、適正な目的を達成するための相互的なマネジメントを協働のプロセスで果たしていく中で、当然「情報公開」、「情報の開示」と「説明責任」と「リスクマネジメント」が、公共でありますから、あるのだというふうにポジティブな書き方をさせていただくとい

いのではないかなというふうに思います。やはり目的は正しいのに、失敗をしてしまうことによって消極的になるのはいけないから、あらかじめ、きちんとそんなことも考えながら、できる限りの目的達成をしていければなということだと思います。

【木下委員】 今、まさに皆さんおっしゃっているとおりのもので、事業失敗というのはリスクだけではないのです。失敗しないものは成功しないわけです。申しわけないですが、最初からホームランを打てる野球選手がいないのと一緒で、何事も事業というのは強くしていったり、担い手はよちよち歩きで最初スタートしているものを、言葉悪く言えば、大手の会社と同じように、すべてを完璧に何でも。でも、それもほんとうにアウトプットが出ているのかといたら、書類が整っただけで、できないこともいっぱいあるわけですよ。だから、失敗をどう定義するのかということも大変重要な方向性のところではあると。

もう一点、ちょっと話が、林委員がおっしゃっていた部分としては、正直言って、書類ベースでのチェックというのは、現場としては書類を出したくないわけではないのです。担当者によって恣意的に左右されるというのが困るだけの話でして、報告書のフォーマットとかも、こんな紙で出すというのは前時代的過ぎるので、ちゃんとネットのASPとかでIDでログインをすとか、海外の財団助成とかも、すべてコーポレートカードみたいなクレジットカードサービスを活用して、一般の経費、そういうものが旅費とか、そういうものも全部それで処理をしているというのが多いわけです。けど、日本は領収書をとって、半券とって、何とってという話をやるわけですよ。クレジットカードのコーポレートカードをやっている、払い戻ししているとか、そういうのは全部足がつくわけですから、そんなものは半券とらなくて全部わかるわけです。それが、おそらく皆様のご責任というよりは、それは議会との関係とか、いろいろなものがある中で、どんどん厳しくなっていくというのはあると思うんですが、最初からこうしてくださいということをお願いして、決まったフォーマットがあって、それにのっかって入れていく分には、そんなに負担ではないのですけれども、一番困るのは、後から言われるのが一番困るというので、実はあれが必要でしたとか、実はこれは認められませんというのは、私はあんまりそういう仕事をしないのですけど、周りの友人で大変困っている人たちがたくさんいまして、事後的に認められないというのは、私は、それは下請法とかの抵触に当たるのではないかなと思う気もするんですけれども、最初、予算金額が上がっているけれども、最後、支払いのときに、その金額を意図的に自分たちの都合で減額をするというような話であったり、内容的に変更が加えられたりというのは、こっちは勝手にできないですけど、向こうは結

構勝手に言ってきたりする場合があったりするので、うるさい人からご質問を受けたりすると、それでいろいろ困って、そういう動きが出てくる。そういうことはお互いにならないように、つくる側ももちろんちゃんと書類、それは別に役所の事業だからということだけじゃなくて、民間でやっている側も、いろんな関係している方に説明責任がございまして、それはちゃんとレポートを作成してアピールをしていくということは、報告義務があるわけですので、それがより相互に、やらないというよりは、より円滑にできる仕組みというものが、新しくいろんな方がかかわる上では必要なのかなという点を感じております。

あとは、清原委員がおっしゃったように、担い手と行政というところの、あまり二分割をすると、さっきの新しいと古いみたいな形と一緒に、何となく対立軸のような、担い手も何となく、今のお話じゃないですけど、例えば役所ってこうだよねという話をしている。役所側からしても、こんな新しいやつが信用できるのかという話をしているみたいな軸になってしまうと、建設的なご提言が、前にまとめられているものが、最後は何だかんだ言いながらも、やっぱりリスクもいっぱいあって大変なので、もう少し考えましょうという結論に導かれてしまうような気がして、少し残念に感じるところがあるので、できれば、これを乗り越えて前に進めていくためにできることというものが大変あって、せっかく事例の中に含まれていますので、こういう動きが出てきているということは、さらに促進していこうという、ともにつくっていくようなやり方で、今みたいな手続の問題であるのか、新しく発生する事業リスクの問題であるのか、それも対応して、いろんなケースが出てきていますので、事実としてあることは確かではあるのですが、十分にそれは回避、解決していくことができるというような書き方にしていただけると大変ありがたいわけで、リスクとかっていうと、大変過剰に反応される方がいて、どうしても閉塞感漂う地域に行けば行くほどにリスクのりの字が出た瞬間に、もうやらないという決断に至ってしまう可能性もあるのかなと感じました。

【小田切委員】 活動エビデンスの話は、客観的に重要であると同時に、主観的にも皆さん方いろいろ議論があろうかと思いますが、差し当たり今のような議論でおさめたいと思います。まず、柴田委員から。

【柴田委員】 リスクや失敗ですけど、動き出すときには、みんな素人で、でも思いがあって動き出して、でも思いがあって動き出したんだけど、すぐ壁にぶつかる。それは、まだリスクでも失敗でもないけれど、壁にぶつかるというときがありますよね。

そういうときに、このA3の構造の中での「情報」というところが、すごく役に立つのではないかなと思います。そういうことが、ある意味で認可したり、動き出したりするグループたちに、例えばこういう部分の情報を得るためには、こういうところにアプローチしてくださいという指導だけでも、その壁が乗り越えられるということもあると思うので、失敗やリスクに至らせないという、そういうための、ある意味できめ細やかなフォローという言い方をしたいと思います。でも、それが行政の負担になるというのも、またそれはそれなりに問題だとは思っているので、それを多分フォローしてくれるのが、この中間支援組織という考え方ではないかなと思います。

ただ、前回いろいろと中間支援組織のお話をお聞きしたときに、すべての事業は中間支援組織を通さないとみたいなお話があって、私は、またそれも、ちょっと問題かなというところも感じました。でも、それは、メニューの中で、自分たちは全く素人集団だから、そこは指導していただきたい。あるときになったら、中間支援組織から独自してやっていると。そういう、いろいろなメニューがあって、多分、中間支援組織というのは、そういうリスクや、それから失敗に対する、ある意味でのアドバイザー機能みたいなものが入ってくるので、それが7ページ、中間支援組織のところでの情報提供になるのだろうと思いました。ただし、すべてを中間支援組織にというのではないだろうという気がしながら、前回聞いておりました。

【小田切委員】 ありがとうございます。それでは、林委員。

【林委員】 今の成功か、失敗かの評価も、失敗は成功の母に類する見方がある。行政評価は、非常に狭い範囲の評価で、予算が予算どおり使われたかの評価が多い。市民が担い手の活動の中でやっていることを、そんな形で行政が評価すると非常におかしなことになります。市民、NPOがミッションとして取り組むのは、答えがまだ出てない問題に取り組むのが、まずは特徴なのです。その場合は企画段階でこうしようということはあるにしても、実際に当たっていきながら、どんどん、そのアプローチをクリエイティブに発展させるというか、必要なものに絞っていくというか、そういうプロセスが必ずある。初めからは予測できないからだめなんじゃなくて、予測できないものを発見しながらやっている。発見的方法と我々は言っているのですけども、そのつかまえ方が非常に重要だ。普通の行政的な尺度では判断できない。例えばコミュニティなり、周辺の市民が、その活動をどう評価しているかという、そういう目も必要です。

それから、もう一つ、前々回でしたか、NPOバンクの議論で出ましたけども、ハンズ

オンと言っている、一緒に走りながら、こういうことが大切だねというのが、お互いにアドバイスになったり、共有されたりする。単なる評価ではなくハンズオンというような機能や役割が、やはりここには非常に重要だと考えていただけると、現実に即したことになる。これは何もお金の問題だけじゃなくて、実際に事業をやるときに、そういう人がいて、あるいは、そういうグループがいて、それが一生懸命になっている中心のグループと、それなりの形で伴走している、そういう形がとれるのが非常に理想的ではないかと思います。

【望月委員】 この(4)のところは、多分、書き方を変えたほうが良いと思います。それぞれのところから新しいアプローチが必要であるという書き方に皆さん、違うんじゃないかなと思っているので、連携のあり方や、それぞれの役割とか関係性をきちっと考える。そのときに責任の持ち方がそれぞれあると。それは、評価がきちっとフィードバックされなきゃいけない、つまり、PLAN-DO-SEEが、この連携の中で確認されなければならないと思います。その関係性と、実際に動くシステム、体制のためにどういうことが必要なかということであって、こっちからのアプローチ、あっちからのアプローチという書き方は、変えたほうが良いんじゃないでしょうか。

【木下委員】 清原委員が出していただいている、こういう図だと思います。

【小田切委員】 中井川課長から。

【中井川広域地方整備政策課長】 すみません。私どもは、皆様方のご懸念のようなことを基として書いたわけでは毛頭ないわけでございまして、これは一重に構成と表現が稚拙であったということを深く反省いたしまして、次回は全く全面書きかえさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【小田切委員】 ありがとうございます。ちょうど時間になっておりますけど、私のほうから1点だけ。行政からのアプローチ、まさに今のところですが、こういう形で分けて書くかどうかはともかくとして、主として、ここで議論されているのは、もっぱら基礎的自治体であるわけですが、広域的自治体としての都道府県の役割、それで実際、新たな公共をめぐるっては、都道府県の姿勢が鮮明に分かれている、そういうことについて非常に強い関心を持っている都道府県もあれば、全く関心がないということです。この格差が非常に大きくなり始めている。これは地方分権ということでもいいのかどうかということも含めて議論が必要だというふうに思います。

ちょっと時間がないようですので、この辺もめぐっては、次回の議論の中でもできればよろしいかなというふうに思います。

それでは、ちょうど時間になりましたので、きょうの議論はこれで閉じさせていただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、次回12月7日に最終的なとりまとめをするということですので、そのたたき台のたたきということは十分できたというふうに思っておりますので、次回、再度原案をお示しいただきまして、さらに議論を進めてまいりたいというふうに思います。

それでは、課長のほうからお願いいたします。

【中井川広域地方整備政策課長】 今、お手元に配付させていただきましたのが、今回の推進会議での提案と言われているものでございまして、先ほど申し上げましたとおり、面が寄附税制、それから、あとは予算措置等については一般論で書かれていると。これを踏まえて、政府で対応していくということのペーパーでございますので、ご参考に供していただければと存じます。

以上でございます。

【小田切委員】 急に対応していただきまして、ほんとうにありがとうございます。

【小玉課長補佐】 既に、小田切委員からご紹介ありましたけども、次回ですけども、12月7日火曜日の15時からということで、とりまとめということでセットさせていただいております。開催については、既にお手元にお届けかと思われまますので、よろしくお願ひします。

本日の資料は、そのまま置いていただければ、後ほど郵送させていただきますので、よろしくお願ひします。

本日は、どうもありがとうございました。

— 了 —